

■財産、地方債及び一時借入金の現在高

土地	区 分	前年度末現在高分	増 減 高	28年 3 月末現在高
	本 庁 舎	21,389㎡	0 ㎡	21,389㎡
	公 共 用 財 産	288,810㎡	263㎡	289,073㎡
	そ の 他 の 行 政 機 関	1,574㎡	0 ㎡	1,574㎡
	山 林	22,155,255㎡	0 ㎡	22,155,255㎡
	そ の 他	3,879,324㎡	263㎡	3,879,324㎡
	計	26,346,352㎡	0 ㎡	26,346,615㎡

建物	区 分	前年度末現在高分	増 減 高	28年 3 月末現在高
	本 庁 舎	3,241㎡	0 ㎡	3,241㎡
	公 共 用 財 産	38,837㎡	0 ㎡	38,837㎡
	そ の 他 の 行 政 機 関	532㎡	0 ㎡	532㎡
	そ の 他	0㎡	0 ㎡	0㎡
	計	42,610㎡	0 ㎡	42,610㎡

車両	区 分	前年度末現在高分	増 減 高	28年 3 月末現在高
	車 両	52台	△ 1 台	51台

証券 有価証券	区 分	前年度末現在高分	増 減 高	28年 3 月末現在高
	株 券	5,441万円	0 万円	5,441万円

出資 権利	区 分	前年度末現在高分	増 減 高	28年 3 月末現在高
	出 資 金	2,645万円	0 万円	2,645万円

債権	区 分	前年度末現在高分	増 減 高	28年 3 月末現在高
	奨 学 金 貸 付 金	2,954万円	123万円	3,077万円
	計	2,954万円	123万円	3,077万円

基金	区 分	前年度末現在高分	増 減 高	28年 3 月末現在高
	一 般 会 計 財 政 調 整 基 金	21億9,878万円	0 万円	21億9,878万円
	一 般 会 計 減 債 基 金	2億9,469万円	0 万円	2億9,469万円
	そ の 他 目 的 基 金	8億6,224万円	0 万円	8億6,224万円
	計	33億5,571万円	0 万円	33億5,571万円

一地方 時借入 金及び	会計区分	前年度末現在高分	増 減 高	28年 3 月末現在高	一時借入金現在高
	一 般 会 計	23億2,745万円	△5,224万円	22億7,521万円	0 万円
	特 別 会 計	11億9,062万円	2,164万円	12億1,226万円	0 万円
	計	35億1,807万円	△3,060万円	34億8,747万円	0 万円

■住民の負担状況

※現年課税分調定額による

①村 税

(人口 2,490人、世帯数 1,160世帯)

区 分	税 目	村民一人当たり	一世帯当たり
直接負担する村税	村民税個人分	23,106円	49,597円
	村民税法人分	1,457円	3,127円
	純固定資産税	32,779円	70,362円
	軽自動車税	2,131円	4,574円
間接的に負担する村税	たばこ税	6,393円	13,722円
計		65,866円	141,382円

②国民健康保険税

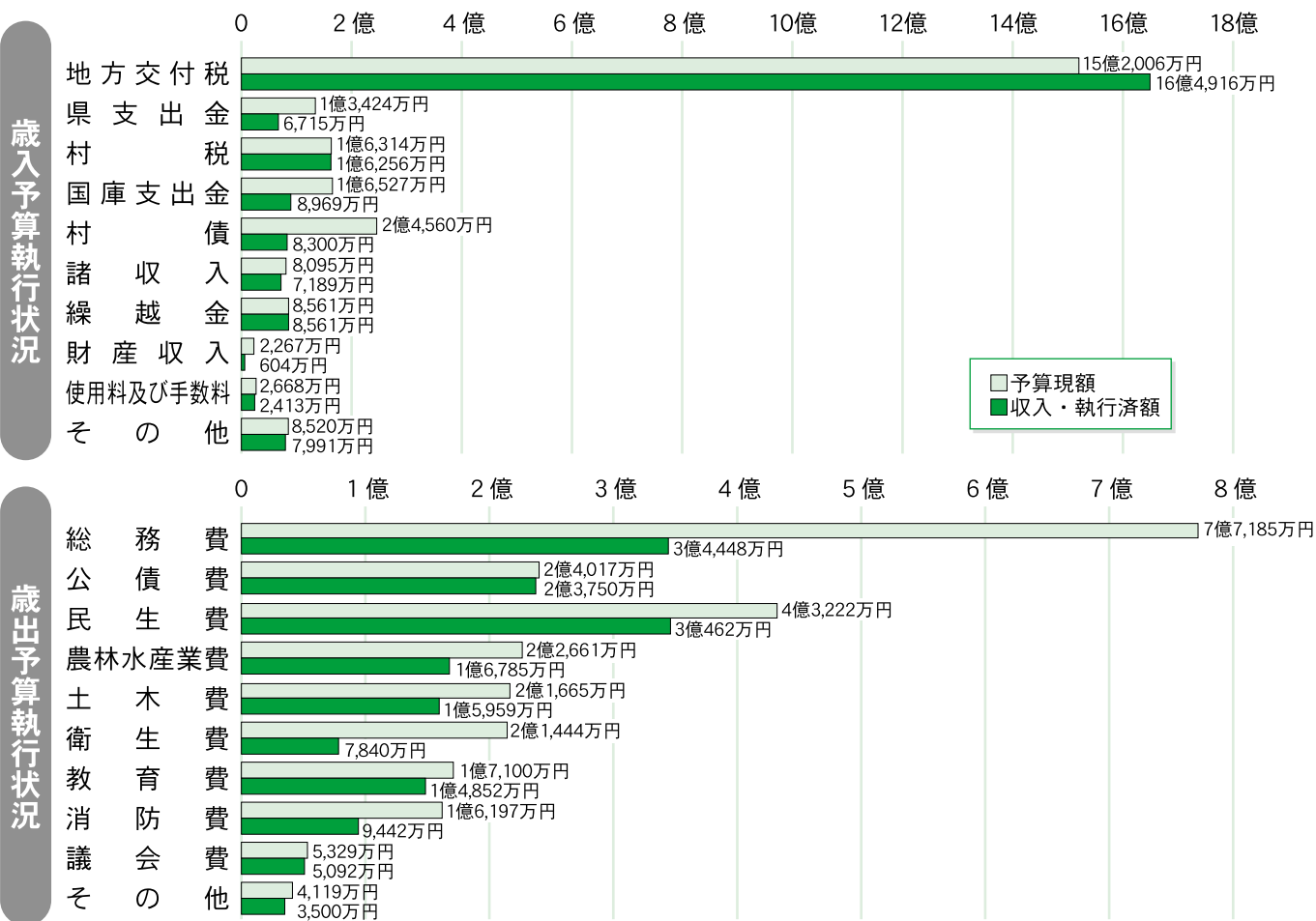
(加入被保険者数 726人、加入世帯数 468世帯)

加入者一人当たり	加入者一世帯当たり
67,355円	104,487円

村の財政状況をお知らせいたします

村では、村民の皆さんに財政事情を知っていただくため、毎年2回、財政状況の概要を公表しています。今回は、平成27年度予算の3月31日現在についてお知らせします。なお、決算額については、10月号でお知らせします。

■一般会計歳入歳出予算の執行状況



歳入歳出予算現額		25億2,941万円
歳入	収入済額	23億1,912万円
	収入率	91.7%
歳出	執行済額	16億2,130万円
	執行率	64.1%



■特別会計歳入歳出予算の執行状況

※(注)特別会計収入不足分については、一般会計からの会計間流用により執行しています。

会計区分	予算現額	収入済額	収入率	執行済額	執行率
国民健康保険事業勘定	4億8,118万円	3億7,968万円	78.9%	4億2,342万円	88.0%
国民健康保険診療施設勘定	1億2,170万円	4,533万円	37.2%	1億1,679万円	96.0%
特別養護施設	3億2,241万円	2億6,988万円	83.7%	2億8,459万円	88.3%
簡易水道事業	1億7,553万円	4,898万円	27.9%	9,544万円	54.4%
農業集落排水事業	6,648万円	1,804万円	27.1%	6,029万円	90.7%
下水道事業	5,113万円	1,592万円	31.1%	4,178万円	81.7%
介護保険事業勘定	4億7,012万円	3億4,940万円	74.3%	4億2,212万円	89.8%
後期高齢者医療	3,977万円	3,484万円	87.6%	3,494万円	87.9%
合計	17億2,831万円	11億6,207万円	67.2%	14億7,936万円	85.6%

生涯学習センター だより



☎60-9000
(こゑに電話)

**7/31
(日) 第18回芸能まつり
参加者募集中**

歌・踊り・器楽などジャンルを
問わず参加者を募集しています。
参加を希望される団体(個人)は
公民館までご連絡願います。

■参加申込み期限 6月21日(火)
■出演者代表者会議
6月27日(月) 学習センター

【芸能まつり詳細】

日 時

7月31日(日) 午後1時 開演

場 所

上小阿仁村生涯学習センター

1階 多目的ホール

プログラム順や練習日程などは申
込者による代表者会議の話し合いに
より決定いたしますのでご了承願
います。

●問い合わせ・申し込み先

上小阿仁村生涯学習センター

☎(60)9000



かみこゑに大学 開講式

5月19日(木)、生涯学習センター
でかみこゑに大学開講式が開催され
ました。

開講式では村長あいさつに続き、
小中学校外国語指導助手のカニング
ハム・オーエン氏による講話があり
ました。「アイルランドの歴史と文
化を学ぶ」をテーマに、日本との文
化の違いなどを学びました。

講話の後には世界の国旗に関する
クイズも行われ、参加者が異国に親
しむことのできる内容で、大いに盛
り上がりました。



かみこゑに大学では引き続き大学
生の入学を募集しております。村内
に住んでいる60歳以上の方であれば、
どなたでも入学出来ますので、お気
軽にお申込下さい。

今後小中学校交流会や施設見学、
健康教室などを予定しております。
また、大学生のニーズにあった講座
も開催予定ですので、要望がありま
したら係へお知らせ下さい。

●問い合わせ先

上小阿仁村生涯学習センター

☎(60)9000



かみこあに 総合型クラブ スマイル活動予定

卓球のつどい・卓球教室

毎週火・木曜日

午前9時30分～

毎週木曜日

午後7時30分～

トレーニングセンター



バレーボールのつどい

毎週金曜日 午後7時30分～

トレーニングセンター



ユニカールのつどい

毎週木曜日 午後1時～

地域センター(旧小沢田小)

太鼓のつどい

6月22日(水)、7月13日(水)

午後7時30分～

生涯学習センター

ウォーキング移動教室

7月4日(月)



交流大会のお知らせ

スマイル杯 卓球大会

6月14日(火) 午前9時～

トレーニングセンター

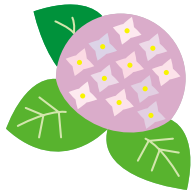
これらには公民館社会体育委託活動が含まれます。

参加希望者はトレーニングセンターへお問い合わせください。

問い合わせ先

かみこあに総合型クラブ事務局

☎(77)2044



いつでも・どこでも・だれでも 生涯学習

としょかんだより

開館時間は午前9時～午後7時です。
★ひとり5冊まで、10日間貸出しております。
★貸し出しの際は「図書利用カード」が必要です
ので忘れないでください。

【新しく入った本の紹介】



- ◇天才(石原 慎太郎)
- ◇いまどきの幸せ孫育て(ほうだ あきこ)
- ◇戦場のコックたち(深緑 野分)



- *映画やドラマの原作本もごさいます。
 - ◇ナオミとカナコ(奥田 英朗)
 - ◇不機嫌な果実(林 真理子)
 - ◇下町コック1・2(池井戸 潤)ほか
- ◎紹介した本の他にもございます。どうぞご来館ください。

【図書館ボランティアの活動を紹介します】

図書館ボランティアが、毎月一回保育園での読み聞かせを行っています。



たんぽぽ組では絵本のカエルと一緒に「ぴよ～ん！」

貸出冊数を無制限にします！

通常は貸出冊数がお一人5冊までですが、7月・8月は、冊数無制限で貸出を行います。何度でも何冊でも貸出いたしますので、ご利用ください。なお、新着図書など制限のある図書もございます。帰省客用にもご利用いただけますので「図書利用カード」をお持ちください。



健康推進班おしらせ

☎(77)30008
こゑに電話(66)30008
(66)30009

健康づくり講演会

「坂本哲也先生第2弾！」

昨年は「認知症を正しく理解しましょう」早期発見・早期治療をテーマに講演会を開催し、多くの方が参加してくださり、関心の高さを感じました。

今年は第2弾として「**診断と治療**」について、お話いただきます。

認知症専門医である坂本先生のお話を聞き、自分や家族・仲間・地域のことを一緒に考えてみませんか？

■日時 平成28年7月7日(木)
午後2時～3時30分

■会場 上小阿仁村保健センター

■内容 「認知症
診断と治療について」

■講師 秋田緑ヶ丘病院 統括顧問
秋田県認知症疾患医療センター
坂本 哲也先生



最新の“子育て”情報♪③

広報4月号から最新の子育てについてシリーズでお届けしています。子育ての考え方、あり方は時代とともに変わっていきます。昔から変わらぬ知恵を大切に、新しい考えを子育てに取り入れていきましょう。

断乳・卒乳について

昔 栄養価、むし歯などの観点から、「1歳までに断乳すること」が勧められていました。

今 子どもが自然に授乳をやめる「卒乳」が多くなっています。

理由

いつまでをやめなければいけない、という決まりはありません。離乳(母乳やミルクから幼児食に移行する過程)の完了は、生後12か月から18か月とされていますが、授乳が終わる時期と必ずしも同じではありません。



平成28年度むし歯のない お子さんを紹介します

3歳児 (5月13日(金))

乳幼児健康診査の結果

高田 藍斗くん



保育園年長児 (歯科検診の結果)

鈴木 大和くん

三浦 褒くん

武石 歩ちゃん

山形 翼くん

小学6年生 (歯科検診の結果)

石川 春佑さん

齊藤 大暉さん

村田 涼太さん

小林 美心さん

武石 茉緒さん

平川 つきみさん

山田 珠莉さん

吉田 珠莉さん

中学3年生 (歯科検診の結果)

上平 晃也さん

九嶋 瑠伽さん

中島 颯希さん

武石 大翔さん

入江 那菜さん

木村 樹莉さん

歯の健康は「からだ」の健康につながります。そして「自分の口からおいしく食べること」「会話を楽しく結びつけています。むし歯予防のため、丁寧な歯みがきを心がけ、甘い物の食べすぎには注意しましょう。

毎年6月は「食育月間」 毎月19日は「食育の日」です

「食育」とは、様々な経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できるようにすることです。

「食育の日」は「生きる日」です。子どもにも大人にも大切な「食育」について、「食育月間」・「食育の日」を機会に、健康な生活習慣を築くための食生活を身近なところから始めてみましょう。



地域おこし協力隊

誌 16 佐藤編

協力隊として八木沢へ転居してきてから今月で2年目となります。昨年、手遅れだった八木沢の新緑の始まりを体感することができました。

また、八木沢で作付されている水稲栽培のお手伝い、施肥・防除管理・水管理等の作業を、圃場管理者の山田さんから御指導いただきましたながら行うこととなりました。

まずは、元肥散布、畦削り、畔塗り作業を主にお手伝いさせていただきました。元々農家生れ、育ちでなく、見たり、数回手伝ったことはあれども、ほぼ素人な農作業。畦畔の草刈りは初めてかも？手作業での畦削り、畔塗りは初体験。でも、数十年、農家さんにお世話になりながら米穀、各種農業資材販売に従事してきた分、見えてきたことの実践という感じでしょうか。

集中力、体力が下降気味の最近では「しんどい」作業ではありません。圃場で独りポツンと四本鍬で押し塗り、鍬で仕上げ塗りの繰り返しでしたが、それはそれでなかなか楽しいものだあと考える自分を八木沢で発見しました。

山田さんと話ししながらの畔塗りでは、あつという間に作業終了。同じ作業とはいえ、その感覚の違いに触れることもできました。昨年に引き続き食用ほおずき、新たにエゴマ、その他園芸作物、そして準備が間に合えば、試験的に少々ですが、棚田で「花咲か……」爺さん？おっさん？になろうかな？と計画しています。

八木沢トラクターのロータリーも復活予定ですので、八木沢の圃田管理等に、日常の活動に合わせ心掛けて従事していきたいと思っています。あれ？「自分の花」は？いつ？（笑）

毎日、「その時」したいこと、考えながら実践しつつ、日々暮らしている協力隊です。その「花」はそのうちに……では、またお会いしましょう。



国民年金のお知らせ

国民年金保険料は納付期限間までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用するの納付、そして便利な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけではなく、(※)納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

(※)納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れ状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

平成28年度免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヵ月前までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市区役所・町村役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談するようお願いいたします。

●問い合わせ先

鷹巣年金事務所 ☎(62) 1490
住民福祉課住民福祉班 ☎(77) 2222